

鳥沢小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日

平成30年9月一部改定

令和7年4月一部改正

【「いじめ」に関する基本的な考え方】

基本方針は、人権尊重の理念に基づき、憲法・教育基本法が保障する「個人の尊厳」が守られる教育現場を確立し、子ども達が充実した学校生活を送りながら義務教育の目的を達成することができるようにするために「いじめ問題」を根絶することを目的として制定する。

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「いじめ」とは「児童子ども達に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的に影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義している。また、文部科学省も個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子ども達の立場に立って行うものであるとしている。

そこで、本校ではこの考え方のもとに、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子ども達はいない。」という基本認識に立ち、学校が一丸となって組織的計画的に対策を行い、保護者や地域・関係機関とも協力して、子ども達が「いじめのない充実した学校生活」を送ることができるように努めていくこととする。

1・いじめの防止のための基本姿勢

- ① 教職員全体で「いじめ」に対する認識を共有し、「いじめを許さない、見過ごさない」学校風土づくりに努める。
- ② 子ども達一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために適切な手段を講じる。
- ④ いじめの防止等の対策のための校内組織を設置する。
- ⑤ 学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い改善に生かす。

2・いじめの未然防止のための取組

いじめ問題への対策の第一歩は、「未然防止」である。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を教職員や保護者で共有し、同じ方向性をもって子ども達に接することを大切にする。あわせて、道徳の時間を要とした道徳教育の充実・自己指導能力（自己選択や自己決定の力）を育む生徒指導の充実を図り、子ども達が「いじめは人間として許されない行為である」ことを得心させるよう指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をする「いじめの傍観者」も、許される行為ではないことを理解させ、その上で、人間として必要な「思いやりの心」を持って生活することを体験を通して身に付けさせたい。

また、教師は分かりやすい授業を心がけ、子ども達に基礎・基本の定着を図り、思考力・判断力を伸ばすことで、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(1) 教職員全体で「いじめ」に対する認識を共有し、「いじめを許さない、見過ごさない」学校風土づくりに努める。

①「いじめ」対策の確認と情報の共有の取組

- ・年度初めの職員会議で、「鳥沢小学校いじめ防止基本方針」を確認する。また、職員会議の生徒指導報告で、気になる子ども達について、教職員全員で情報を共有する。
- ・学級だよりやブログ等で学校の様子を保護者や地域に伝える。

②学校開放日や学校集会の取組

- ・土曜学級にあわせて全校一斉道徳を実施し、保護者対象に授業参観を行う。
- ・親子共同の美化作業を設けて、子ども達相互のかかわり、保護者相互のかかわりの機会をもつ。
- ・「いじめはダメ集会」で、職員・児童一緒にいじめについて考える。
- ・低・中・高学年ごとの福祉講話やキャリア教育集会を実施し、人間としての生き方やこれからの進路について考える。

③生徒指導の取組

- ・学期末の全校集会で、生徒指導担当による訓話等を行う。また、必要に応じて生徒指導校内委員会を開催し情報を共有する。
- ・県教委その他必要な研修に参加してその内容を環流報告し、全職員で共有する。

④あいさつの取組

- ・あいさつは、人間関係づくりの第一歩である。そのことを十分に理解し、児童会のあいさつ運動やPTAの「地区のあいことば運動」を中心に、誰にでも進んであいさつできる子ども達を育てる。

⑤ネット上のいじめへの対策の取組

- ・携帯電話やインターネット利用に係る実態把握を図る。
- ・関係機関と連携し、状況に応じて学習会を企画することで情報モラル教育の充実を図る

(2) 子ども達一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①授業改善や個に応じた指導によって、一人一人が「わかる・できる」を実感できる学習活動。

- ・子ども達一人一人が活躍できる場面を盛り込んだ授業づくり（授業改善）を行い、「わかる・できる」を実感させる。
- ・子ども達が安心して学習に取り組める学習集団のモラルや規律を確立し、あわせて、家庭学習（自学と宿題）に主体的に取り組む学習習慣を身に付けさせる
- ・言語活動を大切にした学習（キーワード表の活用など）に取り組み、友だちと対話しながら学習する機会を設ける。

②一人一人が集団との関わり方を身に付け、関わることの良さを実感できる特別活動

- ・児童会活動での縦割り活動を充実し、異学年間の交流・ブロック活動を推進する。
- ・子ども達の自発的な活動である委員会活動・クラブ活動を充実する。
- ・子ども達の創意と協力に基づく学校行事を充実する。

③障害のある児童や外国人児童など特に配慮が必要な児童への対応。

- ・当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

- ・保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

子ども達は，成長の過程で試行錯誤しながら生きていくために必要な人間関係づくりやコミュニケーション能力を身に付けていく。この学びの過程でのけんかやふざけ合いなどの小さな失敗が，大きな問題とならないように，全ての教員で子ども達の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行うことにより，小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けて，適切な指導をしていくことが必要である。

(1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下全ての教員が対応を協議し的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- ・終礼や職員会議などで，気になる子どもの情報を交換し合い，職員全体で見守る。
- ・気になる子どもの「生徒指導引き継ぎ特記事項」を随時記入し，記録を蓄積・分析して子ども理解に努める。
- ・教職員は全ての教育活動において温かで毅然とした対応を行う。

② 情報収集を綿密に行い，複数の教職員が個別に認知した情報，進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとに記録し，情報の集約と共有化を図り，事実確認をした上でいじめられている子ども達の身の安全を組織的に徹底して守り最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ・「いじめアンケート」を年2回，「Q-Uテスト」を2回行い，その結果から子ども達の悩みや人間関係を把握し，いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・いじめアンケートの終了後に，1ヶ月程度の「個別相談期間」を設けて，児童や保護者の相談に応じる。また，必要な時には，いつでも相談に応じる。
- ・いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について，広く周知する。

③ 傍観者の立場にいる子ども達たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる相談支援体制の充実をはかる。

⑤ いじめられている子ども達の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

⑥いじめが解消に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する。

⑦いじめ「解消している」状態について，3ヶ月を目安に見守り続け，本人が心身の苦痛を感じていないか面談で確認する。

(2) 解決すべき重大な問題がある場合は速やかに次のような取り組みを行う

①いじめが重大な事態・犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，躊躇することなく大月警察署と連携して対応する。

②いじめにより子ども達の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は，速やかに教育委員会に報告する。

③保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子ども達とその保護者に対する支援や、いじめを行った子ども達の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

④教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、一方的に行うのではなく教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童・子ども達が自らの行為を理解し健全な人間関係を育むことができるように促す。

(3) 家庭や地域関係機関と連携する。

① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。また、保護者は、「鳥沢小学校いじめ防止基本方針」によるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、子ども達が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話（毎月10日 0120-738-556）」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

③いじめ問題の対応において学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図る。特に、子どもの命や安全を守ることを最優先に、警察への相談・通報を行うこととし、保護者への周知を行う。

④学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校と家庭と地域とが協力して対策にあたる。

4 いじめの防止等の対策のための校内組織を設置する。

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

- ・終礼や職員会議で共有された情報をもとに、必要に応じて生徒指導委員会を開催して問題の解決にあたる。

②「いじめ防止対策委員会」

- ・校内においていじめ事案が発生した時に、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

①緊急生徒指導委員会

- ・生徒指導に関して重大事態が発生した場合には、その場の適切な処置をとり、速やかに校長に報告する。状況によっては緊急生徒指導委員会を立ち上げ敏速な対応を行う。その際、「大月市いじめ防止基本方針」にのっとり適切に対応する。

- ・緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、学校運営協議会委員、大月警察署、（必要に応じ

て教育事務所所属の SSW 等を要請する)

②第三者委員会等を設置する場合は，市教委の指導の下，公平性・中立性を確保する。

5 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

- ・年度初めの職員会議等において，学校基本方針はもとより，法，国の基本方針や本方針，生徒指導提要等の理解を深めるなど，平時から実効的な取組を行うよう努める。また，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ・「携帯電話教室」等，携帯電話・ネットに関する防犯教室を開催する。

◆いじめ防止指導計画

未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し組織体制を整えたい。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
会議等	●いじめ防止基本方針 の確認				●職員研修				●学校評価アンケート		●学校評価公表
	職員会議，生徒指導委員会，特別支援校内委員会										
防止対策		●いじめダメ集会	●全校一斉道徳・親子共同美化作業・キャリア教育集会	●地区のあいことば運動				●福祉講話		●携帯電話教室	
	授業改善による分かる授業づくり，道徳教育・特別活動の充実										
早期発見		●アンケート・個人相談旬間	●アンケート①	●アンケート①結果の分析			●アンケート・個人相談旬間	●アンケート②	●アンケート②結果の分析		
	終礼における子ども達の情報交換，生徒指導引き継ぎ特記事項記載										